〇会計検査院規則第一号

会 計 検 査 院 法 昭 和 + 年 法 律 第 七 +  $\equiv$ 号  $\smile$ 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 計 算 証 明 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を

改正する規則を次のように定める。

令和六年二月二十六日

会計検査院長 田中 弥生

計 算 証 明 規 則  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る 規 則

計 算 証 明 規 則 昭 和 + 七 年 会 計 検 査 院 規 則 第  $\equiv$ 号  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

別 表 第 玉 <u>\( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \)</u> 研 究 開 発 法 人 宇 宙 航 空 研 究 開 発 機 構  $\mathcal{O}$ 項 中 第 \_ + 三 条 第 項 \_ を 第 + 五. 条 第

」に改める。

項

附則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後					改正前				
(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等) 第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。 2 計算書は、合計残高試算表(合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。)とする。 3 (略)									
(合計残高試算表の添付書類) 第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一~三 (略) 2 (略) 3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。					一~三 (同左) 2 (同左)				
_	=	三	四		_	<u>=</u>	三	四	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構		年法律第百六十一	宇宙航空研究開発 機構法施行令(平		国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構		国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構法(平成十四 年法律第百六十一 号)第二十三条第 二項	宇宙航空研究開発 機構法施行令(平 成十五年政令第三	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	